

分担金・拠出金の名称	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金	平成28年度 予算額	55, 416千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(モントリオール議定書事務局)				
国際機関の概要	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は、オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制を行うことを目的としている。同条約は1987年に採択され、我が国は1988年締結。締約国数は196か国及びEU。 ・議定書事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ナイロビに所在。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		モントリオール議定書事務局は、議定書締約国が参加する締約国会合を準備、運営する。更に、締約国会合で委託された調査、情報収集、情報共有を行い、オゾン層保護に関する国際的な枠組の下、関連の国際基準、規範の形成、普及啓発活動に向けた事務局として重要な機関である。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		1. 環境問題に代表される地球規模課題は、我が国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が様々な条約や枠組みを通じた取組を継続する必要がある。「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)には、「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む」と記載しており、地球規模課題への取組は我が国外交政策においても、重点政策に位置づけられている。 2. 我が国は、主要拠出国として、締約国会合における事業計画・予算案における審議に参加し、我が国の立場を効果的に反映している。 3. 議定書の締約国会合及び補助機関である技術経済評価委員会への我が国専門家の派遣等により、我が国の意見を可能な限り反映させるよう努めつつ、議定書の実施に積極的に貢献している。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		1. モントリオール議定書事務局は、締約国会合において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米及び欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与しており、締約国拠出額の名目ゼロ成長が維持されている。 2. モントリオール議定書事務局は、オゾン層保護に関するウィーン条約事務局との共同事務局として、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。 3. その結果、各締約国から否定的な指摘・評価は受けていない。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		モントリオール議定書事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。同職員は、10年以上にわたり本事務局に勤務し、本年、P5(科学的側面上級担当官及び次長代理)からD1(次長)に昇格し、幹部として事務局の運営に貢献している。 2016年5月時点: 14. 2% (邦人職員 1名/ 専門職以上の職員 7名)			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan): モントリオール議定書締約国会合にて年次事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階(Do): 我が国義務的拠出金の支払い、モントリオール議定書事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check): 内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act): 各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				